

財政状況等一覧表（平成21年度決算）

(単位:百万円)

団体名 東温市

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
4,391	3,700	591	8,682

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの 繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	14,148	13,376	772	656	451	13,582	
一般会計等	14,148	13,376	772	656		13,582	

「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額 / 不足額 (実質収支)	他会計等からの 繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等繰入見込額	備考
水道事業会計	624	723	99	1,651	204	10,031	5,419	法適用
ふるさと交流館特別会計	219	196	23	23	25	95	18	
簡易水道特別会計	19	2	17	17	0	2	1	
農業集落排水特別会計	145	145	0	0	116	1,747	1,729	
公共下水道特別会計	1,514	1,514	0	0	362	7,821	6,155	
国民健康保険特別会計	3,616	3,447	169	169	328	0	0	
老人保健特別会計	39	36	3	3	0	0	0	
後期高齢者医療特別会計	335	317	18	18	421	0	0	
介護保険特別会計	2,993	2,908	85	85	420	15	0	
公営企業会計等 計						19,711	13,322	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額 / 不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(-)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額 / 不足額 (実質収支)	他会計等からの 繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等負担見込額	備考
松山衛生事務組合	977	847	131	131	-	200	20	
松山市・東温市共有山林組合	57	8	49	49	-	-	-	
愛媛県市町総合事務組合 (退職手当事業分)	11,550	10,503	1,047	1,047	4,750	-	-	
愛媛県市町総合事務組合 (消防補償事業分)	623	620	3	3	-	-	-	
愛媛県市町総合事務組合 (交通災害事業分)	86	62	24	24	-	-	-	
愛媛県市町総合事務組合 (自治会館事業分)	18	15	3	3	-	-	-	
愛媛県市町総合事務組合 (議員公務災害事業分)	1	0	0	0	-	-	-	
愛媛県市町総合事務組合 (共通経費分)	50	50	0	0	-	-	-	
松山養護老人ホーム事務組合 (一般会計)	553	487	67	67	-	-	-	
松山養護老人ホーム事務組合 (診療所事業会計)	98	59	39	39	-	-	-	
松山広域福祉施設事務組合 (一般会計)	496	496	0	0	-	-	-	
松山広域福祉施設事務組合 (公営企業会計)	682	563	118	118	-	-	-	
愛媛地方税滞納整理機構	204	100	104	104	-	-	-	
愛媛県後期高齢者医療広域連合 (一般会計)	595	496	126	126	-	-	-	
愛媛県後期高齢者医療広域連合 (後期高齢者医療特別会計)	169,514	164,745	4,769	4,769	1,414	-	-	
一部事務組合等 計				6,480		200	20	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は正味財産	当該団体からの出資金	当該団体からの補助金	当該団体からの貸付金	当該団体からの債務保証に係る債務残高	当該団体からの損失補償に係る債務残高	一般会計等負担見込額	備考
東温市土地開発公社	2	300	10	-	-	-	-	-	
地方公社・第三セクター等 計			10	-	-	-	-	-	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	2,252	2,640	388
減債基金	775	854	79
その他充当可能基金	1,425	1,500	75
充当可能基金 計	4,452	4,994	542

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	8.67	7.55	1.12	13.59	20.00	水道事業会計	-	-	-
連結実質赤字比率	28.98	30.21	1.23	18.59	40.00	ふるさと交流館特別会計	-	-	-
実質公債費比率	14.2	14.3	0.1	25.0	35.0	簡易水道特別会計	-	-	-
将来負担比率	120.1	109.1	11.0	350.0		農業集落排水特別会計	-	-	-
財政力指数	0.56	0.54	0.02			公共下水特別会計	-	-	-
経常収支比率	89.4	88.4	1.0						

(注) 1. 「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「資金不足比率」は負数(-)で表示している。

2. 「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。

3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 20%である(公営競技は0%)。

4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成21年度決算における基準である。